

2021年度 監査報告書

令和4年7月22日

学校法人札幌大谷学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人札幌大谷学園

監事 小 川 如 俊



監事 花 輪 啓 一



私立学校法第37条及び学校法人札幌大谷学園寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人札幌大谷学園の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の業務及び会計に関して監査を実施しましたので、以下のように報告します。

1. 監査の方法及びその内容

我々監事は、当期の監査計画及び監査手続きに従い、理事長、理事、学長、校長、内部監査部門その他職員（以下：「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備を務めるとともに、役員会その他重要会議に適宜出席（陪席）するほか、役職員等の職務の執行状況について書面にて確認し、さらに重要書類等を閲覧し、学校法人札幌大谷学園の業務及び財産の状況を調査した。特に、大学・短大部門の2021年度事業計画について重点的に面談にて調査した。

また、学校法人札幌大谷学園におけるガバナンス体制や理事長、理事、学長、校長（以下「役員」という。）の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、学園における重要な会議に出席をし、その整備及び運用の状況について調査した。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、学校法人会計基準による財務3表（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等）につき検討した。

2. 監査の結果

(a) 業務監査

(1) 経営改善計画の進捗状況について

文部科学省は令和元年に学校法人札幌大谷学園を「集中経営指導法人」として指導が入り、令和6年度の経営改善達成年度に向けて概ね順調に改善が進んでいることが令和3年11月1日及び令和4年3月3日の文部科学省のヒアリングでその取組みが評価されたものと推察された。しかし、財務面での改善はまだ厳しい状況にあり改善達成年度までに改善できるよう努力するとともに、なお一層の改善策の検討が必要である。また教育機関として人材の確保は学園経営の根幹である中、人件費削減計画は人材の流出を招かねない事態となることを想定されることから、効率的な人件費削減策を講じた上で慎重な削減計画の策定と確実な実行が求められると同時に教職員の人事考課の導入も念頭に議論されることを望む。

一方、財務戦略会議では「教育改革プロジェクト」、「組織改革プロジェクト」及び「労務・財務改革プロジェクト」の3プロジェクトを設置し、本学園の将来に向けての「財務・組織」改革に取り組めたこと、さらに大学、短大、高等学校、中学校、幼稚園を統括する統括責任者を設置し、学園運営の内部統制システム体制を強化したことは極めて評価され、その取り組みについて注視していきたい。

令和4年3月3日の文部科学省のヒアリングにおいても指摘された老朽校舎の建て替えに向けた計画的な資金確保については、経営改善計画の実施とともに経常的な支出の見直し等により捻出した資金を計画的に、積極的に積み立てをし、学園全体の最重要計画として取組ことを望む。

(2) 大学・短大の2021年度事業計画に関する状況

2012年に社会学部地域社会学科を開設し、今日まで一度も入学定員70人を満たしていないことが文部科学省から指摘をされた。このことについて2021年度の理事会において入学定員充足するための施策として内部進学強化を図ったことは評価される。しかし、日本の人口動態の状況は着実に人口減少と共に少子化が進んでおり18歳人口も例外ではない。このような状況下において定員充足することはもちろんのこと、社会学部を含めた学生の安定確保・維持できるように、学生募集方策の一環として志願者数を増やす精緻な戦略的対策が望まれる。

大学・短大での人件費削減においては、現状では各教員に本学園の給料表に基づいて一律に支給されているが、この制度では本務の教育・研究のほか学内業務で負担の多い教員への手当も考え、教員の人事評価及び勤務状況に応じて学長の裁量で支給（例えば：勤勉手当）を可能とする制度の導入を考慮した削減の議論が望まれる。

2023年度に外部評価（内部質保証及び認証評価）の受審に向け、学長を議長としてワーキンググループを立ち上げ、自己点検・評価活動の取組を見守っていきたい。

教育事業の教育改革では教職協働による学修支援センターを設置し、学修支援の取組を抜本的に強化する中で積極的に教育改革に取り組む学科等への学長裁量による支援継続は評価される。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。しかし、2021 年度において理事と評議員の職務を兼務していた役員が辞任した件について、理事の立場と評議員としての立場の言動が相反する行動で生じた混乱は本学の内部統制システム体制を揺るがす事態がみられた。この点については本法人の尚一層の内部統制システム体制強化として理事と評議員の兼務の在り方や見直しも含めた議論が望まれる。

(4) 単位の実質化に関する状況

中学校・高等学校の授業は 50 分をもって 1 単位時間で 35 単位時間をもって 1 単位とし、卒業までに 90 単位を修得されることが標準とされている。このことについて監査したところ、その運用は学校教育法施行規則に則り運用されていることを確認した。

一方、大学・短大の授業では 90 分をもって 1 又は 2 単位時間で 15 単位時間をもって 1 又は 2 単位を付与することが大学設置基準にある。このことについて専任教員の講義科目について調べたところ、授業休講申請未提出者が散見され、休講回数 18 回及び 12 回休講している教員がそれぞれ 1 名いた。これらの事案は、大学教員が学生に対しての休講連絡が中学校・高等学校で運用しているアプリを使用しているため、その休講連絡通知が履修学生には送信されるが、大学教務課のシステムにリンクしていないため休講申請がされないままに大学教員が活用していることを確認した。このアプリの運用及び活用方法について中学校・高等学校及び大学・短大において検討が要する。なお、休講に対する補講時間が確保されていることを確認した。

(5) 札幌大谷学園の情報セキュリティに関する状況

本学園の情報セキュリティ規程は大学、短大、幼稚園の業務で運用されていることを確認した。一方、中学校、高等学校では前述の「情報セキュリティ規程」は業務内容が異なりそのまま適応することは困難であるため早急に中学校、高等学校の「情報セキュリティ」に関する規程の策定が必要である。

外部からのウイルス等の侵入に対する対策等については、「学内のネットワーク」と「学外のネットワーク」の出入口にセキュリティ対策機器である「beat」を設置し、「ウイルス対策」「スパイウェア対策」「侵入防止システム」「迷惑メール対策」「ファイアウォール」の対策が講じられていること、さらには個人情報の漏洩やサーバーへのアタックなどの致命的なインシデントは発生していないことを確認した。しかし、現在学内ネットワークで学内アクセスログを解析する手立てがないため、誰がどの情報にアクセスしたか、個人情報など

を扱う重要なファイルなどへのアクセスなどに人的問題が起こった際、また外部組織から証拠の提示を求められた場合に情報提供できない問題があり、早急にハード・ソフト面での整備を望む。

個人情報や記憶媒体等の管理の状況は、常に複数の記憶媒体に記録するシステムを運用していることを確認した。しかし、使用している何れのサーバー（RAID、教務システム）ともに老朽化が進んでおり入り替えの目処が立っていないため、情報機器更新の中長期的な計画の策定を至急検討することが必要である。

一部の業務において一旦システムに入力したデータを他のシステムに再入力しなければ活用できない業務があり、情報機器を利用したシステムのオンライン化の整備の遅れがみられ、業務ミスの発生の起因にもなり各システム間の整備と再構築の検討が望まれる。

情報セキュリティに関する事件の発生は、社会的信頼にかかわるため学園全体として受け止めるべきであり、そのためにも情報セキュリティに関する教職員の研修を含めた啓発活動に取り組むよう望む。

(6) 宗教教育についての取り組み

各部門において、建学の精神（宗祖親鸞聖人が開顕された本願念仏のみ教え）に基づいた宗教教育について、各所属長が重要性を認識しているのが窺え、その具現化に努めている事が概ね認められる。また、コロナ禍以後の宗教行事等も再開する動きが見られるなど、積極的に取り組む姿勢も認められる。今後においても、建学の精神に基づいた宗教教育について、その具現化に向けて更なる発展的な活動に繋げていくことが望まれる。

(b) 会計監査

会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2021年度の本学園の財務3表（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等）は学校法人会計基準に準拠して作成されており、本学園の財務状態、運営状況及び業務実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。

利益の処分又は損失の処理に関する書類は、法令に適合しているものと認めます。

事業報告書は、本学の業務運営の状況を適正に表示しているものと認めます。

決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を適正に表示しているものと認めます。

収益事業報告書は、貸借対照表及び損益計算書ともに適正に表示しているものと認めます。

(c) その他意見

札幌大谷学園の建学の精神のもと、重要な施策実行に遅滞を生ずる事が無き様、学園運営に関わる真宗大谷派宗門関係者と札幌大谷学園関係者が更なる信頼と連携を深める事を通して、札幌大谷学園の発展のために、より一層の協力体制を強めていくことが望まれる。

以上